(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)の修正部分について

(仮称)第2	(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)の修正部分について								
第1部	総論	第1章	計画の策定にあたって						
項目	項目 1. 計画策定の背景と趣旨								
	修正前		修正後(案)	見直し理由等					
少子化や	や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行	fなど	少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境	市民公募意見を					
により、子の	どもや子育ての環境が大きく変化する中、20	12(平 /	が大きく変化する中、2012(平成 24)年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・	受けた修正。					
成 24)年 8	3 月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子	ども・	子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では「市町村						
子育て関連	[3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度だ	i が始ま =	子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、大分市では 2015(平成 27)年 2 月						
りました。新	新制度では「市町村子ども・子育て支援事業	計画」(こ現行の「すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に基づき、子ども・子育て施策を推進						
の策定がオ	求められており、大分市では 2015(平成 27)年	2月 し	してきました。						
に現行の「	すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に	基づ	こうした中、国は、2016(平成28)年に「ニッポンー億総活躍プラン」を策定し、「希望出生率						
き、子ども・	子育て施策を推進してきました。	1	1.8」の実現に向け、働き方改革の推進や子育て環境の整備を掲げるとともに、その取り組						
こうした中	っ、計画期間が本年度末をもって終了すること	から、	みの一環として、女性の就業率 80%に対応しうる保育の受け皿を整備することを目的とした						
子どもや子	-育てを取り巻く社会情勢や国及び県の動向な	を踏ま「	子育て安心プラン」を 2017(平成 29)年に公表し、待機児童解消に向けた取り組みを加速						
えて現行計	十画を見直し、2020(令和 2)年度から 2024(令	和 6) 1	化させました。また、放課後児童対策として 2019(令和元)年に「新・放課後子ども総合プラ						
年度の 5 年	年間を計画期間とする第2期「すくすく大分っ-	子プラ	ン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担						
ン」を策定し	します。	4	経減として、2019(令和元)年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。						
			また、同年、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのな						
		l	いよう、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しを行い、取り組みの充実を図っています。						
		d	さらに、痛ましい事件の続く児童虐待では、児童虐待防止法や児童福祉法を改正し親権者						
		(の体罰禁止を明文化するとともに、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化などを進						
		d	めています。						
			本年度末に計画期間が満了する「すくすく大分っ子プラン」は、こうした国の動向及び大分						
				l					

ン」を策定いたしました。

県の取り組み、子どもや子育てを取り巻く社会情勢の変化などを踏まえて見直しを行うとと もに、新たな課題への対策等についても計画に反映する中で「第 2 期すくすく大分っ子プラ

									食料 3
分野	1 生	まれる前から乳	幼児期の支援	目標	3 乳幼児期にお	おける教育・保育の	の提供		
基本施策	2 質	で高い乳幼児期	の教育・保育の持	是供					
		修』	E前			修正	後(案)		見直し理由等
〈個別事業	の指標	Į>			〈個別事業の指	漂〉			
事業名	7	+15.4年	2018(H30)	2024(R6)	市 # 夕	+ヒ+亜	2018(H30)	2024(R6)	大分市教育ビジョンとの整合性を
争未行	ā	指標	実績	目標	事業名	指標	実績	目標	図るため。
④幼児教	育か	「連携が図ら	70%	90%以上	④ 幼児教育	校区幼保小	85%	100%	
ら小学校	教育	れている」と回			から小学校教	連携推進協			
への円滑	な接	答した小学校			育への円滑な	議会を年2回			
続に向け	た幼	及び幼児教			接続に向けた	以上実施して			
保小連携	の推	育•保育施設			幼保小連携	いる校区※の			
進		の割合			の推進	割合			

※校区…幼保小連携推進協議会における校区

分野	1 生まれる前から乳幼児期の支援	目標	3 乳幼児期における教育・保育の提供			
基本施策	基本施策 3 保護者のニーズに応じた保育サービスの提供					
	修正前		修正後(案)	見直し理由等		
〈主な事業	-取組〉		〈主な事業・取組〉	「また、私立幼稚園に在園する…」		
① 一時預	かり事業		② 一時預かり事業	の「私立」については、市立幼稚園		
幼稚園な	5保育所、認定こども園等を利用していない保	護者の短時	幼稚園や保育所、認定こども園等を利用していない保護者の短	でも実施しているので削除。		
間勤務や、	間勤務や、傷病、冠婚葬祭、または育児疲れの解消等の理由で、一		時間勤務や、傷病、冠婚葬祭または育児疲れの解消等の理由で、			
時的に保育	育を必要とする保護者のニーズに応えるため、	定員の拡充	一時的に保育を必要とする保護者のニーズに応えるため、定員の			
を図ります	。また、私立幼稚園に在園する園児や認定こ	ども園に在	拡充を図ります。また、幼稚園に在園する園児や認定こども園に在			
園する1号	認定子どもを対象に、教育時間の前後や長	期休業等の	園する1号認定子どもを対象に教育時間の前後や長期休業等の預	「保育を必要とする2歳児の定期的		
預かりがで	きる環境を提供します。		かりができる環境を提供します。さらに、私立幼稚園において保育	な受け入れ」を平成31年4月から		
			を必要とする2歳児を対象とした預かりの実施を促していきます。	始めたため記載。		

分野	2 子どもの育ちや自立への支援	目標	5 地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」の推進				
基本施策	基本施策 2 放課後の居場所づくり						
	修正前		修正後(案)	見直し理由等			
〈主な事業・	取組〉		〈主な事業・取組〉	子ども・子育て支援法に基づく基本			
①放課後児	登 クラブ事業		①放課後児童クラブ事業	指針の改正を受けた対応			
(4点目 クラ	ラブの開所時間の延長について)		(4点目 クラブの開所時間の延長について)				
(削除)			・地域の実情に応じ、放課後児童クラブの開所時間の延長に引き				
			続き取り組みます。				
〈主な事業・	取組〉		〈主な事業・取組〉				
①放課後児	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		①放課後児童クラブ事業				
(8 点目)			(8 点目)				
・児童の主	体性を尊重し、健全育成を図る放課後児童ク	ラブの役割	・放課後児童クラブは、「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全育				
を徹底し、	子どもの自主性、社会性等の一層の向上に努	めます。	成を図る」重要な役割を担っており、こうした役割を徹底すること				
			で、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図り、併せて各				
			クラブの育成支援の取組内容を、それぞれの運営委員会や保護者				
			会等を通じて、地域住民の代表や利用者に周知します。				

分野	2 子どもの育ちや自立への支援	目標	6 安全・安心な学校づくりの推進			
基本施策	基本施策 2 危機管理体制の確立					
	修正前		修正後(案)	見直し理由等		
〈主な事業・	取組〉		〈主な事業・取組〉	近年では、情報化の進展により、		
①情報モラ	ルの育成		①情報モラルの育成	状況は複雑化、多様化しており、よ		
家庭との	連携を図りながら、携帯電話やスマートフォ	ン、パソコン	家庭との連携を図りながら、携帯電話やスマートフォン、パソコン	り高度な知識や専門性が必要であ		
等の利用に	こおけるインターネット上の弊害や危険性につ	いて、児童	等の利用におけるインターネット上の弊害や危険性について、児童	ることから、各学校では、専門機関		
生徒の発達	をの段階に応じた指導を充実させます。そのた	とめ「大分市	生徒の発達の段階に応じた指導を充実させます。そのため各学校	と連携し、研修会等の充実を図っ		
教育センター」の指導主事等を学校に派遣し、教職員向けの研修会			においては、専門機関との連携の下、講師による教職員向けの研	ているため。		
や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情報モラ		修会や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情				
ルの育成を図ります。		報モラルの育成を図ります。				

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援			
基本施策	基本施策 1 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援					
	修正前		修正後(案)	見直し理由等		
〈現状〉			〈現状〉	現状について、より詳細に記載。		
(1点目)			(1 点目)			
•身体障害	者手帳所持者数は横ばいで推移しています	が、療育手	・身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移していますが、療育手			
帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。ま			帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。ま			
た、成長の	過程で子どもに障がいやその可能性があるこ	とが分かる	た、1歳6か月児健診や3歳児健診、発達に関する相談や巡回療			
ケースも増	えています。さらに、1歳6か月児健診や3歳	児健診にお	育相談、発達障がい児巡回専門員派遣事業などにおいて発達の			
いて発達障がいの要観察・要精密者も年々増加しています。		遅れや偏りの可能性があると分かる子どもが増加しており、相談の				
			件数や支援が必要なケースが増えています。			

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援		
基本施策	基本施策 1 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援				
修正前			修正後(案)	見直し理由等	
〈現状〉			〈現状〉	地域療育の重要性を注目した表現	
(4 点目)			(4 点目)	に修正。	
•地域療育	・地域療育等支援事業は、発達の遅れの可能性がある乳幼児に対		・発達に支援が必要な子どもに対して、作業療法士や保育士等の		
し、専門職員による巡回相談や療育相談等により、地域生活への支		専門職員が療育指導や相談に応じる、巡回相談や療育相談等を			
援につなげており、実績は横ばいで推移しています。		行う地域療育等支援事業の必要性が高まっています。			

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援			
基本施策	基本施策 1 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援					
	修正前		修正後(案)	見直し理由等		
〈主な事業・	-取組〉		〈主な事業・取組〉	特別支援教育の推進には全教職		
9特別支援	長教育の推進		⑨特別支援教育の推進	員の共通理解が重要であることか		
			(1点目に追加)	ら、研修に係る取り組みを追加。		
			・特別支援教育に係る教職員研修を実施し、発達障がいを含め			
			様々な障がいのある子どもに対する専門的・実践的な指導力の向			
			上を図るとともに、各学校においては全教職員の共通理解に基づく			
			支援体制を確立し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支			
			援の充実に努めます。			

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	8 子どもの貧困対策の充実			
基本施策	基本施策 1 生活困窮世帯の保護者への支援の充実					
	修正前		修正後(案)	見直し理由等		
〈主な事業・	-取組〉		〈主な事業・取組〉	令和元年の幼児教育・保育の無償		
④経済的支	を 援の 充実		④経済的支援の充実	化に合わせた事業名称の変更。		
ひとり親	家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成	する「ひとり	ひとり親家庭を対象として保険診療の自己負担金を助成する「ひ			
親家庭等图	医療費助成制度」や、経済的理由によって小!	中学校及び	とり親家庭等医療費助成制度」や、経済的理由によって小中学校			
義務教育学	学校への就学が困難な児童·生徒の保護者に	対して、学	及び義務教育学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し			
用品費•給	食費等の助成を行う「就学援助事業」、生活の	保護世帯等	て、学用品費・給食費等の助成を行う「就学援助事業」、生活保護			
を対象とし	て保育所等を利用する場合の実費費用の一	部を助成す	世帯等を対象として保育所等を利用する場合の実費費用の一部を			
る「保育所等実費負担補足給付事業」等の経済的支援を行います。			助成する「実費徴収に係る補足給付事業」等の経済的支援を行い			
また、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、			ます。また、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対			
一定の条件のもとで奨学金を貸与又は給付する奨学助成事業を行			して、一定の条件のもとで奨学金を貸与又は給付する奨学助成事			
います。			業を行います。			

分野	4 社会全体での支援	目標	9 子どもと子育てを支える社会づくり	
基本施策	4 経済的支援			
	修正前		修正後(案)	見直し理由等
〈主な事業	取組〉		〈主な事業・取組〉	子ども・子育て支援法の基本指針
⑥幼児教育	・保育の無償化		⑥幼児教育・保育の無償化	改正に伴う修正。
幼稚園、個	呆育所、認定こども園、認可外保育施設等を₹	引用している	幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用してい	
3 歳から 5	歳までのすべての子どもと、住民税非課税世	帯の 0 歳か	る 3 歳から 5 歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の 0	
ら2歳まで	の子どもを対象として、保育所等の利用料を無	無償化(上限	歳から2歳までの子どもを対象として、保育所等の利用料を無償化	
あり)します	•		(上限あり)します。	
			なお、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園や幼稚園の	
			預かり保育、認可外保育施設等での実施にあたっては、保護者か	
			らの請求に基づく年 4 回以上の償還払いを基本とするとともに、保	
			護者に代わって事業者が請求する方法も可能とするなど、保護者	
			の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給に	
			努めます。	
			また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、法に基づく	
			事務の執行等については、必要に応じて県と情報共有を図る等連	
			携し、適正に実施します。	